

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人北海道国立大学機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）、⑤建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務、⑥建築物の維持管理、⑦産業廃棄物のうち、①及び⑤について、以下のとおり環境配慮契約がなされた。その他の項目については、該当する調達案件はなかった。

- ① 電気の供給について、環境配慮契約（裾切り方式）による競争入札を実施したが、不調・不落により他方式での契約（随意契約）を行った。
- ⑤ 大規模な改修に係る設計業務について、環境型プロポーザル方式による契約を実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

管理課及び施設管理室の職員が、環境省がWEBサイトにおいて公開する環境配慮契約法基本方針関連資料（PDF）及びオンライン説明会への参加により、環境配慮契約法の基本方針等について理解を深めた。